

平成27年地方分権改革に関する提案募集に対する意見

平成27年8月28日(金)
全 国 町 村 会

分野	産業振興	提案事項	工場立地法第4条の2の緑地面積に係る地域準則の条例制定権限等の町村への移譲	求める措置の 具体的内容	工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限等の都道府県から町村への移譲	提案 団体	全国 町村会	具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた必要性	工場立地法に基づく特定工場の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限について、都道府県から市町で移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権限がない。このため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援策を講じることができない状況にある。工場立地法等産業の振興に取り組み町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するため、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求め、昨年の提案募集で新潟県聖籠町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠」とされた経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務（届出受理、審査、必要な場合には勧告、変更命令、罰則適用）についても、併せて移譲を求め、	根拠法令等	工場立地法第4条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条等	省庁からの一次回答	全国町村会意見
				<p>工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。</p> <p>また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があつたが、企業立地促進法に基づく基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていれば、町村であっても条例を制定できることとでき、町村から、現行法令により対応可能なところである。</p> <p>今回は全国町村会からの要望であり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえた上での提案であると考慮されることから、提案の実現に向けて必要に対応を検討することとしたい。</p>				<p>経済産業省</p>					

分野	産業振興	提案事項	求める措置の 具体的内容	提案 団体	<p>【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積等の緩和を行う場合、基本計画への区域の位置付けを具に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。こうしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講ずることが町村では困難となっている。スピード感に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものもある。市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地法により緑地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では緑地面積率等の独自設定は不可能となっている。現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であるが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権の拡大が必要である。</p>	根拠法令等	経済産業省	<p>省庁からの一次回答</p> <p>工場立地法の条例制定権限の移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づき「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）において、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。また、平成26年の地方分権改革に関する提案募集においては、新潟県聖籠町から条例制定権限を町村まで移譲すべきとの提案があったが、企業立地促進法に基づき基本計画において企業立地重点促進区域として工業団地等が位置付けられていた場合は、町村であっても条例制定することができるところである。今回、貴県とは別に全国町村会からも要望があり、全ての町村に条例制定権限を移譲すべきとの提案であり、町村における行政規模、行政コスト、行政効率の観点も踏まえ、提案の現向けて必要な対応を検討することとした。</p>	全国町村会意見	<p>提案の実現に向けて、積極的な対応を求めめる。</p>
----	------	------	-----------------	----------	---	-------	-------	---	---------	-------------------------------

分野	その他	求める措置の 具体的内容	提案 事項	提案 団体	具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	省庁からの一次回答	全国町村会意見
		<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。</p> <p>別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られる。</p> <p>しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が、情報の連携が、必要となるため、これらの特定個人情報も利用できざるより緩和をお願いする。</p>	<p>豊田市 山都町</p>	<p>【番号法での規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 <p>【支障がある点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困難している。このことから、保護の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困難しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとして所得情報をその判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するたために地方税関係情報も必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令第24条 学校保健安全法第24条 学校保健安全法施行令第9条 	<p>内閣府</p> <p>マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その一つとして、同条第7号において情報提供を行う場合としており、これにより提供を行うことが規定される具体的な特定個人情報、別表第2において規定されています。</p> <p>同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたいえ、当該特定個人情報の提供が側で提供できると考えられるものについて規定されています。</p> <p>したがって、ご提案の学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務において連携する特定個人情報として、生活保護関係情報及び地方税関係情報を同表に規定するに当たっては、まずは、当該事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務におけるそれぞれの特定個人情報の必要性等の検討がされたいえ、提供する特定個人情報を所管する厚生労働省及び総務省においてその提供が可能であると判断されれば、同表に規定されることも考えられます。</p> <p>初めに、制度を所管する文部科学省において、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務での地方税関係情報の必要性について検討するものである。</p>	<p>ご承知のとおり、学校保健安全法第24条に基づき援助の対象となる者の認定に関する事務において情報連携により提供できる特定個人情報、番号法第19条第7号（別表第2第38）により住民票関係情報とされています。</p> <p>なお、地方公共団体において「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務」を番号法第9条2項（場合によっては第19条9号も含む）に基づき条例で規定し、地方公共団体の責任において当該事務に生活保護受給情報等を利用することは可能であると考へます。</p> <p>まずは、当該事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報の必要性等を検討していただくことになると考えます。</p>	<p>提案団体の意見を尊重されたたい。（第1次回答において、条例で規定すること、生活保護関係情報等を利用可能である旨の記載があるが、各地方公共団体が個別に条例で規定するのではなく、番号法に規定すること。）</p>